

**令和6年度 鳥取県会計年度任用職員
(男女共同参画推進コーディネーター・女性活躍企業推進員)
採用試験募集案内**

◆鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局女性応援課 企画担当◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 (鳥取県庁本庁舎5階)
電話(0857)26-7075・7077 <http://www.pref.tottori.lg.jp/jyosei-ouen/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	<p>令和6年1月10日(水)～令和6年1月29日(月)</p> <p>◎持参、郵送どちらでも申し込みできます。</p> <p>◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。)</p> <p>◎郵送の場合は、令和6年1月29日(月)必着とします。</p> <p>※封筒の表に必ず「男女共同参画推進コーディネーター受験申込」又は「女性活躍企業推進員受験申込」と朱書きで表記してください。</p> <p>※なお、2に掲げる2つの職種について、併願が可能です。併願を希望される場合は、「男女共同参画推進コーディネーター受験申込(女性活躍企業推進員への併願希望)」又は「女性活躍企業推進員受験申込(男女共同参画推進コーディネーターへの併願希望)」と朱書きで表記してください。</p>
試験日時	<p>令和6年2月13日(火) 午後</p> <p>◎書類選考に合格した方を対象に実施します。</p> <p>◎試験時間は、受験者に別途お知らせします。</p>
試験会場	<p>鳥取県庁議会棟3階 議会史編纂室(鳥取市東町一丁目220番地)</p> <p>※受付・受験者控室は、同じフロアの第13会議室です。</p>
試験結果発表日	<p>令和6年2月15日(木) (予定)</p>

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
男女共同参画 推進コーディネーター	1 名	<p>○国、経済団体等との連携による鳥取県男女共同参画推進企業認定制度(以下「認定制度」という。)、女性活躍推進・男性の育児休業取得促進のための制度の普及</p> <p>○個別企業訪問による認定制度、女性活躍推進・男性の育児休業取得促進のための制度の紹介、申請の働きかけ、申請手続のサポート、取組の促進</p> <p>○鳥取県男女共同参画推進企業の認定等に係る事務全般(書類審査、実地審査等)</p>	<p>鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局女性応援課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地</p>
女性活躍企業 推進員	1 名	<p>○県東中部を中心とする個別企業訪問による認定制度、女性活躍推進・男性の育児休業取得促進のための制度紹介、申請の働きかけ、申請手続のサポート、取組促進</p> <p>○鳥取県男女共同参画推進企業の認定等に係る事務(書類審査、実地審査等)の補助</p> <p>○企業の取組へのフォロー</p>	<p>鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局女性応援課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地</p>

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 次のいずれにも該当する人
 - ・企業、法人又は団体の組織で総務、労務管理、営業等の経験のある人
 - ・普通自動車の運転免許証を取得していること。
 - ・パソコン(マイクロソフト Word、Excel)の使用ができる人
- (3) 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

<求める人物像>

- (1) 企業における男女共同参画・女性活躍の推進・男性の育児休業取得の促進に意欲のある者
- (2) 関係団体や市町村との連携を図りながら企業への訪問活動に意欲的に取り組める者
- (3) 日々積極的に企業等への訪問を行い、認定制度の紹介や働きかけ等を行える者
- (4) パソコンを使用し文書作成や表計算の入力ができるほか、電子メールを用いての資料送付やオンライン会議ができる者

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
書類選考	150点	テーマについての作文試験（詳細は7 受験申込をご覧ください。）
面接試験	100点	個別面接による人物についての口述試験（1人20分程度）

5 任用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<ul style="list-style-type: none"> ○報酬 日額 9,570円 ※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。 ※県一般職の給料月額の設定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。 ○期末手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.16月分（6月期・12月期 各1.08月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和6年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の設定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。 ○費用弁償（通勤手当） <ul style="list-style-type: none"> ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。（届出のあった翌月から支給） ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額とします。 ・自家用車等利用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。
福 利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険 ※ 加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。

勤務日及び勤務時間	1カ月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※ 毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。
任用の期間	従業務務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

※ 上記勤務条件は、現時点におけるものであり、制度改正等があった場合はそれによります。

7 受験申込手続

提出書類等	(1) 履歴書（顔写真貼付） 1部 (2) 職務経歴書 1部 (3) 作文 1部
申込み先	鳥取県 地域社会振興部 人権尊重社会推進局 女性応援課 企画担当 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎5階） 電話：0857-26-7075・7077（受付時間 8：30から17：15） ファクシミリ：0857-26-8196 ※ 封筒の表に必ず「男女共同参画推進コーディネーター受験申込」又は「女性活躍企業推進員受験申込」と朱書きで表記してください。 ※ なお、2に掲げる2つの職種について、併願が可能です。併願を希望される場合は、「男女共同参画推進コーディネーター受験申込（女性活躍企業推進員への併願希望）」又は「女性活躍企業推進員受験申込（男女共同参画推進コーディネーターへの併願希望）」と朱書きで表記してください。
受験票の交付	受験票は交付しません。（提出書類等を受理したことを電話でお伝えします。）

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【履歴書、職務経歴書及び作文の記載方法】

1 履歴書に関する注意事項

市販のJIS規格のものを使用し、顔写真を貼り付けるとともに①氏名、②生年月日、③年齢、④現住所（住所と異なる連絡先を希望される場合は、連絡先も（※1））、⑤電話番号（※2）、⑥職歴（※3）、⑦免許・資格は必ず記入してください。

※1 住所又は連絡先は、棟、号室まで正確に記載してください。

※2 携帯電話をお持ちの場合は、連絡先に携帯電話の番号も記載してください。

※3 職歴が多く既定の欄を超える場合は、直近の職歴が末尾の欄に記載できるよう古い順に記入してください。

2 職務経歴書記載に関する注意事項

(1) 様式は任意としますが、A4サイズとし冒頭に「職務経歴書」と表記し、氏名を記入してください。

(2) 応募動機及び履歴書中の主な「職歴」に係る業務内容を記載してください。

3 作文記載に関する注意事項

(1) テーマ

「企業におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍の促進のために必要な取組や企業への働きかけ」

(2) (1)のテーマについて、A4サイズの用紙1枚以内、800字程度で記載してください。

4 その他注意事項

履歴書等の記載内容に不正があると判明したときは受験を無効とし、合格されてもその合格を取り消します。

8 合格者の決定方法

(1) 書類選考

履歴書、職務経歴書、作文の記載内容を審査・点数化し、受験者が受験を希望する職種（併願の者にあつては第1希望の職種）ごと、得点の高い順に面接試験の受験対象者を決定し、全ての応募者に対象となったか否かについて郵送でお知らせします。（令和6年2月6日（火）発送予定）

(2) 面接試験

面接試験の評価を点数化し、書類選考の得点及び専願・併願の別に関わらず、得点の高い順に合格者を決定し、全ての受験者に合否を郵送で通知します。（令和6年2月15日（木）発送予定）

ただし、得点（評価項目ごとの内訳点数含む。）が一定の基準に満たない場合は、不合格とします。

(3) 補欠合格の取扱い

合格者の決定と併せて、合計した得点の高い順に補欠合格者若干名を決定します。

補欠合格者の登録有効期間は、合格者決定の日から令和6年3月31日（日）までとし、合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合や補欠合格者の登録有効期間内で欠員が生じた場合に順位が上位の者から順に繰り上げ合格者として採用します。

なお、上記によってもなお欠員が生じる場合には、男女共同参画推進コーディネーターとして補欠合格となった者又は女性活躍企業推進員として補欠合格となった者のうち、受験申込時にもう一方の職種への併願を希望していたものをそれぞれ当該職種の会計年度任用職員として採用することができるものとします。

補欠合格者の採用にあたっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1ヵ月	鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局女性応援課（県庁本庁舎5階）

10 試験に関する注意事項

- 試験当日は、試験開始時刻の10分前までに必ず受付・受験者控室（鳥取県庁議会棟3階第13会議室）に入室ください。（遅刻者は受験できません。）
- 受験の際は、本人確認ができるもの（例：運転免許証など）を持参してください。

11 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

面接試験会場案内図

面接試験当日は、鳥取県庁議会棟3階第13会議室（受付・受験者控室）までおいでください。お車でお越しの方は、県庁駐車場をご利用ください。

